

## 会議録（１）

会議の名称	令和２年度第１回飯能市文化財保護審議委員会
開催日時	令和２年７月２０日（月） 開会 午後２時００分 閉会 午後３時２５分
開催場所	富士見地区行政センター 会議室１
議長氏名	大野 亮弘
出席委員	大野 亮弘 須田 勉 岡部 知子 小槻 成克 木村 立彦 倉川 博 林 宏一 柳 正博
欠席委員	島田 稔 羽生 修二
説明者の職氏名	文化財担当リーダー 熊澤 孝之 文化財担当 栗田 聡美 宮内 慶介
傍聴者の数	０人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>１ 開会</li> <li>２ あいさつ</li> <li>３ 新委員ご紹介（委嘱状交付）</li> <li>４ 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>（１）令和２年度新指定文化財候補について</li> </ol> </li> <li>５ 報告事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>（１）令和２年度文化財関係事業報告</li> <li>（２）民家調査（仲町・元杉山フルイ店）について</li> <li>（３）その他</li> </ol> </li> <li>６ 閉会</li> </ol>
配布資料	令和２年度第１回飯能市文化財保護審議委員会次第 令和元・２年度仏像調査対象一覧（資料１） 令和２年度文化財関係事業報告（資料２） （旧）杉山フルイ店現況調査報告書（資料３）
事務局職員職氏名	生涯学習課長 武藤 郁夫 文化財担当リーダー 熊澤 孝之 文化財担当主査 宮内 慶介 文化財担当主任 栗田 聡美



## 会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
主 任	<p>〔開 会〕</p> <p>本日はご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。飯能市文化財保護条例第17条第2項に規定された定数を満たしておりますので、これより令和2年度第1回飯能市文化財保護審議委員会を開会いたします。本日の会議は原則公開となっております。</p>
主 任	<p>〔あいさつ〕</p> <p>大野委員長よりご挨拶を頂戴したいと思います。委員長よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>（委員長あいさつ）</p>
主 任	<p>ありがとうございました。つづいて新委員のご紹介に移ります。</p> <p>今年1月に池田委員が急逝され、委員が1名欠員になっておりました。後任を倉川博さんをお願いし、6月の教育委員会の定例会で承認いただきました。ここで倉川博さんをご紹介させていただきます。</p>
主 任	<p>倉川博委員は、県立飯能高校で長きにわたり教鞭をとられ、現在は所沢高校で地学の教諭として勤めていらっしゃいます。また、飯能市教育委員会発行の『掘り起こせ！地中からのメッセージ』では、「飯能の地形と地質」のページをご執筆いただいています。さらに、関東平野西縁丘陵団体研究グループに所属され、本市を含む周辺地域の地形や地質をご研究されています。</p>
主 任	<p>委員の委嘱状につきましては、生涯学習課長の武藤から交付させていただきます。</p>
主 任	<p>（委嘱状の交付）</p>
主 任	<p>それではここで倉川委員から自己紹介をいただきたいと思います。倉川委員、お願いします。</p>
主 任	<p>（倉川委員自己紹介）</p>
主 任	<p>ありがとうございました。</p> <p>新たに倉川委員をお迎えし、また事務局も人事異動がございましたので、ここで自己紹介を行いたいと思います。</p>
主 任	<p>（事務局員・委員自己紹介）</p>
主 任	<p>ありがとうございました。島田委員と羽生委員が本日欠席ですが今年</p>

発 言 者	発 言 内 容
委員長	<p>度はこの体制で審議会を進めて参りますので、よろしく申し上げます。</p> <p>これより議事に入ります。議事の進行につきましては飯能市文化財保護条例第16条第2項の規定により大野委員長に申し上げます。</p> <p>〔議事〕</p> <p>それでは議事の進行を務めさせていただきます。傍聴希望者はいないようですので、早速ですが議事(1)「令和2年度新指定文化財候補について」に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
リーダー	<p>仏像を専門となさっている林委員が就任されたこともあり、昨年度から市内の仏像調査を実施しております。なかでも鎌倉時代を中心に作られた法衣垂下像が多いことが当市の特徴ですので、このお像を中心に市指定を考えています。今年度は3躯の指定を予定していますが、本日指定候補が決まりましたら、次回までに所有者の方の意向等もお伺いしておきたいと思っております。調査の詳細な説明および見解につきましては、林委員にお願いしております。林委員、よろしくお願ひいたします。</p>
委員 リーダー	<p>(資料1 令和元・2年度仏像調査対象一覧及び調書に基づき説明)</p> <p>ありがとうございました。事務局といたしましても、指定候補として、見光寺木造地藏菩薩坐像、善導寺観音堂木造聖観音坐像、金錫寺木造地藏菩薩坐像の三躯の法衣垂下像を考えております。また、飯能には南北朝から室町時代に製作された古い仏像が多く残っているので、仏像調査についてはしばらく継続する予定でおります。以上です。</p>
委員長 委員	<p>説明ありがとうございました。それでは質疑等ございますか。</p> <p>南北朝から室町時代の法衣垂下像が多く残されているのが飯能市の特徴ですが、なぜこれだけ多くのものが残されているのか、仏像単体としての価値だけでなく、群として見た場合の歴史的な位置付けも重要となるでしょう。また、中には県指定に昇格すべきものもあるので、そうしたお像を優先して指定し、すぐに県に調査に入ってもらおうなどした方が良いと思っております。さらにその次の展望をもつことも必要です。</p>
委員長	<p>では、三躯の法衣垂下像を指定候補とすること、指定後は県指定を視野に入れるということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>見光寺さんは仏像が市の指定になることに以前は消極的だったと思うのですが、現在はどうですか。</p>
リーダー	<p>住職がご高齢で、見学者が増えた場合の対応が難しいとの理由で市指</p>

発 言 者	発 言 内 容
委 員	<p>定には消極的だったのですが、最近代替わりなされたとのことで、状況が変わってきています。</p> <p>そういうことであれば、見光寺の地蔵菩薩坐像の指定は新しいご住職に説明しながら様子を見て進めることにして、長念寺本尊の木造聖観音立像を今年度の指定候補とするのはどうでしょうか。</p> <p>それと、話が飛んでしまうのですが、No.15 医王寺の木造十一面観音坐像の調書に訂正があります。[銘文]の項目のところですが、調書提出後、元県立文書館副館長のシゲタ先生に確認してもらう機会があり、読めなかった文字が判読できました。</p>
リーダー	<p>(資料1の調書No.15 医王寺木造十一面観音坐像[銘文]部分の訂正)</p> <p>今あがった医王寺木造十一面観音坐像や秀常寺聖観音菩薩坐像は法衣垂下像ではありますが、製作年代が他に比べて新しいため今回の指定候補からはずしています。しかし法衣垂下像の終末期における地域の変容の様子など、歴史的な流れを捉えるためには重要なお像です。先ほど須田委員から法衣垂下像を群で捉えることの重要性についてご意見がありました。製作年代や美術工芸的な視点だけでなく、群として見た場合の歴史的価値も踏まえて指定や保存の方針を考えたいと思います。</p>
委 員	<p>確かに現在は文化財をグループやセットで捉える流れが国の審議会などでもあります。美術工芸の分野ではまだ少ないのですが、飯能市の法衣垂下像もグループで考える視点は必要ですね。</p>
委 員	<p>美術工芸では個々の価値が重視されるのですが、群としての歴史的な評価が出来れば、法衣垂下像の一群は国指定も目指せると思います。</p>
委 員	<p>飯能市の法衣垂下像は、武蔵国の中でも質・量ともに優れていることは間違いありません。法衣垂下像はもともと鎌倉の仏師が作っており、発祥地は鎌倉です。しかし残っている仏像を比べると、場合によっては鎌倉のものより優れている可能性もあります。なぜなのか、今一つ明らかではないので、その歴史的背景の解明が今後の課題です。</p>
委 員	<p>それからもう一点、八王子・日野から飯能あたりは、京都五山東福寺の荘園として、八王子の滝山城城主の大石氏が守護代として管理にあたっていました。長念寺の仏像などを見ていると、鎌倉経由だけではなく、これらを媒介として京都から直に入ってくる仏像もあるように思います。京都との関係も視野に入れて背景を研究した方がよいでしょう。</p>

発 言 者	発 言 内 容
委員長	<p>それでは、市の指定、県の指定を目指すという方針で進めてください。 また博物館と共同して外部にアピールすることも行ってください。 ほかにご意見等ございますか。</p>
委 員	<p>一般的な話ですが、見光寺さんへ説明に上がるときには市指定になるとどうなるのか、県指定になると何がかわるのかといったことを丁寧に説明してご理解いただくのが良いと思います。 また、指定後の利活用についても今後重要になってきますので、しっかりと考えてやっていただけたらと思います。</p>
委員長	<p>ほかには質疑はございますか。 (なしの声)</p>
委員長	<p>特にないようですので、これにて議事の(1)令和2年度新指定文化財候補については終了といたします。令和2年度の指定候補として、善導寺木造聖観音菩薩坐像、金錫寺木造地藏菩薩坐像、長念寺聖観音菩薩立像の三軀とすること、市指定後は県指定とすべきものは速やかに手続きをとること、群としての歴史的な位置付けを明らかにする調査を継続すること、多岐にわたりますが指定後の利活用も含めて事務局でしっかりと進めてください。 以上で本日予定した議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局へお返しいたします。</p>
リーダー	<p>ありがとうございました。令和3年度以降の指定候補についてもご意見ご要望等ございましたら、随時事務局へお願いいたします。</p>
主 任	<p>慎重審議、誠にありがとうございました。 次回の審議委員会では、教育委員会からの諮問と、調査書を準備いたしますので、ご意見をいただけたらと思います。 〔報告事項〕</p>
主 任	<p>つづきまして、報告事項に入りたいと思います。 最初に(1)令和2年度文化財関係事業報告を行います。一部前回の審議会後に実施した内容を含みますがご了承ください。</p>
主任・主査	<p>(資料2 令和2年度文化財関係事業報告に基づき説明)</p>
主 任	<p>説明は以上です。質疑等ございますか。</p>
委 員	<p>カモシカの滅失届に原市場とありますが、原市場でも出るのですか。</p>
主 任	<p>竹寺から名栗へ降りる林道の途中でみつかりました。</p>
委 員	<p>カモシカの滅失届は年間何件ほどあるのですか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
主 任	年間5件ほどあります。近年では西武秩父線で電車でひかれてしまう事例が増えています。
委 員	智観寺中山信吉木碑修理事業の進捗状況を教えてください。
リーダー	昨年度と今年度の2か年計画で修理を行っています。今年度の11月頃を終了予定としていたのですが、新型コロナの影響で2か月ほど予定が遅れているとの報告を受けております。
委 員	中山信吉木碑には興味がありますので、修理中に機会があれば一度見せてもらえるとありがたいです。
主 任	ほかに質疑等ございますか。 (なしの声)
主 任	では、次に(2) 民家調査(仲町・元杉山フルイ店)について、ご報告いたします。資料3をご覧ください。
リーダー	杉山フルイ店は銀座通り商店街に所在する古い建物で、関東財務局から令和2年秋頃の予定で土地建物が競売となる旨連絡があり、記録保存の対応をとることになりました。調査は埼玉県の建築士会に所属する本市在住の浅野正敏氏と須田修二氏のお二方にお願ひしました。
	(資料3(旧)杉山フルイ店現況調査報告書に基づき説明)
	杉山フルイ店は明治期の建物で、江戸時代の街並みの雰囲気も残す、銀座通りの中では最も古い平屋のミセ付民家といえます。しかし建物の傷みもひどく、指定して保存するような結論には至りませんでした。
	説明は以上となります。質疑等ございますか。
委 員	建物内には古いものは残されていなかったのですか。
リーダー	調査時にはすでに建物内部には何も残されていませんでした。
委 員	杉山フルイ店という名称は屋号ですか。
リーダー	正式な屋号ではありません。フルイ屋さんと呼ばれていたということと店主が杉山さんだったことから杉山フルイ店としています。
委 員	お店をやっていた時の写真や記録はありますか。あるいは博物館で保存している写真のなかにはないでしょうか。飯能の古くからの風景が失われてしまうので、何か記録があるといいのですが。
リーダー	民家の悉皆調査時に表の写真は数枚撮っているかもしれませんが。まだ確認していないので、博物館も含め探してみようと思います。
委 員	杉山フルイ店では竹細工のフルイを扱っていたのですか。

発 言 者	発 言 内 容
リーダー	竹細工のカゴやザルを中心に扱っていたようです。どこから商品を仕入れていたのかまでは把握していません。
委 員	杉山さんはご存命なのですか。
リーダー	お亡くなりになったために土地建物が競売となったとうかがっています。
委 員	建設当初を知る人はいないのでしょうか。
委 員	明治生まれの人は百歳を超えるのであまりいないのではないのでしょうか。
主 任	ほかにご質問はございますか。 (なしの声)
主 任	最後に(3)その他に移ります。事務局からは特にございません。委員の皆様で何かございますか。
委 員	我野神社の川瀬祭りは市の指定になっていますか。
リーダー	三社の川瀬祭りとして市の指定になっております。
委 員	落合の双盤念仏や各地域の獅子舞など民俗芸能の継承については、実態をよく把握して、担い手の問題などにも取り組んでほしいと思います。
委 員	お祭りや祭礼など、今年は新型コロナの影響で中止になるところが多いと思います。民俗芸能は一度途絶えると継承が厳しいところも出てきますので、年末や年度末に状況の把握をした方がよいでしょう。
委 員	東日本大震災の時でもそうでしたが、伝統文化、民俗芸能は一度休止してしまうと、継承が途切れてしまいます。
委 員	新型コロナの影響で市内のお囃子の練習はほとんど休止しています。一部ではソーシャルディスタンスをとって再開しているところもありますが、お披露目の機会がないと目標がなくなってしまい、小学生などが練習に来なくなるということもあるようです。 また、町内会や商店街ではお祭りなどの事業がないので町内会費や組合費の返却を求められることもあり、状況は厳しいです。
委 員	年配の方が中心の団体では、コロナ禍が去ったら担い手がいなくなっている可能性がありますので、しっかり対応してください。
委員長	新型コロナへの対応について、市には何か情報はありますか。
課 長	新しい情報は特にありません。市の基準ではある程度寛容な部分があるのですが、安心・安全を第一に考え、実際にはそれよりも厳しい条件で運用している状況です。



発 言 者	発 言 内 容
委員長	今年度は博物館の特別展に関連して説経節の公演を市民会館のホールで行う予定がありますが、観客の上限は収容人数の半分以下というのは変わりませんか。
リーダー	現在のところ条件を緩和するという方針はないと思います。
委員長	発表の場がなくなり、文化の伝承が途絶えることを危惧します。郷土芸能フェスティバルは開催する予定ですか。
リーダー	開催予定ではありますが、新型コロナの状況をみて検討したいと思います。
委員長	市民は市の対応をよく見ています。市の基準が示されれば真似ていくと思います。また文化の継承という意味でもお披露目する場があることは重要だと思いますので、できることからやっていただければと思います。
主 任	ほかにご意見などございますか。
	(なしの声)
	〔閉会〕
主 任	慎重審議、誠にありがとうございました。それでは閉会のあいさつを生涯学習課長の武藤より申し上げます。
課長	(あいさつ)
主 任	ありがとうございました。以上で、令和2年度第1回文化財保護審議委員会を閉会させていただきます。
	午後3時25分終了
<p>議事のでん末・概要を記載し、相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>令和      年      月      日</p> <p>議長の署名 _____</p>	